

食品安全委員会第602回会合議事録

1. 日時 平成28年4月12日（火） 14：00～14：34

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「トルフェナム酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・器具・容器包装「フタル酸ジイソデシル」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全委員会の運営について（平成28年1月～3月）

(4) ファクトシートの作成について（報告）

・カンピロバクター

(5) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、

鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、

木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配付資料

資料1 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<トルフェナム酸>

資料2 器具・容器包装に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フタル酸ジイソデシル>

資料3 食品安全委員会の運営について（平成28年1月～3月）

資料4 「カンピロバクター」のファクトシートの作成について（報告）

資料5 動物用医薬品「スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）」に係る評価書の変更点

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第602回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第602回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点ございます。

資料1が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料2が「器具・容器包装に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3が「食品安全委員会の運営について（平成28年1月～3月）」。

資料4が「『カンピロバクター』のファクトシートの作成について」。

資料5が「動物用医薬品『スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）』に係る評価書の変更点」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいですか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されて

います。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、トルフェナム酸、資料1の5ページをおあけいただけますでしょうか。ここに要約が載っておりますが、トルフェナム酸は、非ステロイド性抗炎症薬(NSAID)でございます。今般、EMEA評価書及び豪州政府資料等を用いて食品健康影響評価を行いました。

各種遺伝毒性試験の結果から、トルフェナム酸は生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えられ、一日摂取許容量を設定することは可能であると判断されました。

各種毒性試験の結果から、トルフェナム酸の投与による影響は、主に消化管におけるびらん及び潰瘍でした。

ラット及びマウスを用いた反復投与毒性試験の結果から、発がん性は認められておりません。

また、ラットを用いた器官形成期投与試験及びウサギを用いた発生毒性試験において、催奇形性は認められておりません。

トルフェナム酸の各種毒性試験の結果から最も低い用量で見られた影響は、ウサギを用いた1か月間亜急性毒性試験における胃腸粘膜上皮の壊死であり、無毒性量(NOEL)は1 mg/kg 体重/日でした。

一方、豪州政府資料では、発熱した小児に0.5 mg/kg 体重/日で解毒効果があることを報告し、この用量をADIの根拠としておりましたが、専門調査会では、先ほどのNOEL 1 mg/kg 体重/日をADIの根拠とすることが適当であると判断され、このNOELに安全係数100を適用し、ADIを0.01 mg/kg 体重/日と設定されております。

詳しくは事務局から説明をお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 引き続き、6ページをお願いいたします。「7. 使用目的及び使用状況」でございますが、トルフェナム酸は、フェナム酸系の非ステロイド性抗炎症薬です。ヒト用医薬品として開発され、その後、動物用として牛、豚の注射剤や馬の経口ペースト剤などが開発されております。

日本におきましては、現在、ヒト用医薬品としては使用されておられません。また、動物用医薬品としての承認もございません。

本成分は、厚生労働省より、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準の見直しに係る評価要請があったものでございます。

次に、8ページから「II. 安全性に係る知見の概要」でございます。

まず「1. 薬物動態試験」について、以下、13ページまでまとめております。

(1)のラットの薬物動態試験におきまして、トルフェナム酸の経口投与時の吸収率は少なくとも41%と考えられました。

次に、12ページの真ん中、表2を御覧ください。各動物の尿中への排泄率でございますけれども、ウサギでは主にグリシン抱合体として尿中に排泄される一方で、ラット及びヒトでは、主にグルクロン酸抱合体として尿中に排泄されます。また、イヌでは尿中には少量しか排泄されず、主な排泄経路は糞でございました。

牛、豚を用いた薬物動態試験及び代謝試験を（4）（5）及び（9）にまとめております。主要排泄経路は尿で、主要化合物はトルフェナム酸であったと報告されております。

次の13ページに推定される代謝経路を示しております。

その下から「2. 残留試験」をまとめております。牛を用いた2試験では、筋肉内注射の投与部位で最も残留し、次いで肝臓に残留を示しました。

また、乳汁及び豚の残留試験も行われております。

次に、15ページ「3. 遺伝毒性試験」について、親化合物の結果を表3、代謝物の結果を表4にまとめております。

表3のマウスリンフォーマを用いた突然変異試験及びCHO細胞を用いた染色体異常試験で疑陽性結果が得られておりますけれども、*in vivo*試験を含む他の全ての試験において陰性であることから、トルフェナム酸は生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えられました。

次に、17ページから「5. 亜急性毒性試験」についてまとめております。

20ページの（7）のウサギの1か月間亜急性毒性試験でADIの設定根拠となるNOAELが得られております。4 mg/kg 体重/日以上投与群に死亡率の増加及び胃腸の粘膜上皮の壊死が見られたことから、NOAELを1 mg/kg 体重/日と設定しました。

次に、22ページから「6. 慢性毒性及び発がん性試験」ですが、本剤について、発がん性は認められておりません。

次に、23ページから27ページまで、生殖発生毒性試験では、（1）（3）（4）のラット試験で、最高用量の投与群で母動物に分娩障害が見られております。

26ページの（6）ラットを用いた器官形成期投与試験並びに（7）（8）のウサギを用いた発生毒性試験において、催奇形性は認められておりません。

28ページの「9. ヒトにおける知見」について、ページの下から29ページにかけて、発熱を示す小児に対するトルフェナム酸の最適解熱用量が0.5 mg/kg 体重であると報告されております。

次に、31ページに「Ⅲ. 国際機関等における評価」、32ページから「Ⅳ. 食品健康影響評価について」をまとめております。先ほど山添委員より御説明いただきましたが、下から14行目ほどになりますけれども、豪州政府は、発熱した小児に対する最適解熱用量をADIの根拠としておりますけれども、専門調査会では、一般的なヒトに対する値ではないこと、最小影響量（LOEL）であってLOAELではないこと、及びウサギはラットやヒトと異なり、主にグリシン抱合で代謝されるため、未変化のトルフェナム酸の影響を受けやすいと考えられることから、ヒトの最小有効用量をADIの根拠とすることは適切ではなく、ウサギの毒性

学的試験で得られたNOAELをADIの根拠とすることが適当であると判断いたしました。

結論は、山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきまして、よろしければ、明日から30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

器具・容器包装1品目に関する食品健康影響についてですが、既に専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 それでは、お手元の資料2を御用意ください。この資料に基づきまして、御報告させていただきます。

まず、3ページをお願いいたします。審議の経緯を書いておりますが、本年3月1日の本委員会におきまして、調査会での審議結果について御報告させていただき、御了解を得た上で、翌日から国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

おさらいとして、今回のフタル酸ジイソデシルに関しまして概要を示したページを少し御紹介いたします。6ページをお願いいたします。

6ページに構造式等がございまして、アルキル基の大部分がC10ということで、名称をフタル酸ジイソデシルDIDPと呼ばせていただきたいと思います。

なお、6ページの冒頭「I. 評価要請の経緯」といたしまして、2段落目になりますが、DEHPからBBPまで6種類のフタル酸エステル類に関しまして記載がございまして、今回、DIDPということでございまして、この段落の1行目にございましてDEHP、DINP、2行目のDBP、3行目のBBP、これらについて既に評価が終わっておりまして、今回のDIDPの評価がまとまりますと、残るはDNOP、フタル酸ジオクチルのみとなります。今回、評価依頼のありました6つのうちの5番目ということでの評価結果になります。

本件のまとめに関しまして、食品健康影響評価のページをお開きいただきたいと思えます。77ページになります。項目としては「1. 体内動態」「2. 毒性」「3. TDIの設定」という形で分けてございまして、それぞれのパートにも各パートのまとめの記述がございまして、ここでも、ここでそれぞれ改めて体内動態についてのまとめ、それから毒性についてのまとめ等を記載させていただいております。

なお、77ページの冒頭2行目から少し書いてございまして、今回の評価対象になりましたDIDPは、CAS番号で言うと2種類ございましたが、それぞれに関しまして、合成に際しての出発原料から途中の製造工程、そして用途においても完全に互換性があるということをもって、調査会としては、2種のDIDPを区別せずに評価を行ったということでの評価書になります。

毒性のところを御覧いただきたいと思えますが、2行目、標的臓器が肝臓であるということ。そして、繁殖能への影響は認められていないということ。それから、発がんの懸念はないということ。さらには、遺伝毒性試験の結果から、生体にとって問題となる遺伝毒性はないということが確認されましたので、TDIを設定することが可能となりました。

その結果、次の78ページに記載がございまして、ビーグル犬を用いた亜急性毒性試験の結果から得られたNOAELに基づきまして、不確実係数で除すことによりまして、TDIを0.15 mg/kg 体重/日という形で設定されている。これが評価結果でございました。

これに対します国民からの意見・情報の募集を行った結果について、御報告いたします。

後ろから2枚目のところをお願いいたします。今回の30日間の募集期間におきまして、1通御意見いただきました。いつものように表にまとめてございまして、左側がいただいた御意見でございまして、まず冒頭、よく仕上がった報告書ですという御意見をいただきました。声が届くか分かりませんが、この場をもちまして、こういったコメントをいただきましたことについて感謝申し上げたいと思えます。

その後、続く形で、ヒトへのばく露懸念はどうかということを経緯として書くべきではないかという形で、表明すべきは以下のとおりということで、1. から、次のページに2. という形で続けて書いてございまして、米国ですとか欧州、オーストラリア、こういったところの評価書に記載のある部分を表明すべきといった形での提案をいただいております。

これに対する回答は右側の欄になります。まず、2つのパラグラフに分けて書いてございまして、1つ目のパラグラフにおきまして、今回の評価の経緯を少しおさらいさせていただいているということでございまして、御意見に対する回答の部分は、実質2段落目になるかと思えます。ヒトにおけるばく露についての御意見というふうな受けとめましたので、それに関しましては、評価書の中の記載の部分を括弧書きで記してございまして、ページで言うと64ページの記載をそのまま切り出した形になりますが、ばく露に関する記述を引用させていただいて、実際のところは最後の4行になりますが、今後ということで、DIDPのばく露については、厚生労働省と連携をして注視していきたいという形で結ばせていた

だいています。

なお、次のページに※がついておりますDEHPのばく露量に関しましては、ばく露に関する記述の引用のところで同じように脚注をつけて記載がございますので、そのまま忠実に記載するという意味で、この※の部分もあわせて切り出して、この部分の回答の中に盛り込んでいるということでございます。

なお、最後のページに変更点が2カ所ございまして、右側が変更前で、左側が変更後となりますが、酸化物という表現のところを、代謝物というふうに、より正確な表現とさせていただくとともに、64ページの引用の部分でございますが、可塑剤工業会からいただいたという旨の参照部分が抜けておりましたので、それを追記させていただいているということで、ここは変更させていただきたいと思っております。

その上で、ただ今の御意見及び回答を踏まえまして、本評価書（案）につきまして、2カ所以外は内容を変更することなくリスク管理機関にお返ししたいと考えている案件でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、器具・容器包装専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフタル酸ジイソデシル（DIDP）の耐容一日摂取量を0.15 mg/kg 体重/日とするということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（3）食品安全委員会の運営について（平成28年1月～3月）

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について（平成28年1月～3月）」です。

事務局から報告してください。

○小森総務課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして、御報告いたします。

1月から3月までの食品安全委員会の運営状況でございますが、本委員会につきまして、月ごとに状況を整理してございます。

まず、1月でございますが、1ページ及び2ページで要請案件と結果通知案件について

記載しております。結果につきましては、めん羊及び山羊の牛海綿状脳症対策等の評価結果を通知しております。

また、2ページ下(3)のその他のところでございますが、企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について報告をいたしております。

次に、2月でございますが、3ページから5ページで要請案件と結果通知案件について記載してございます。過酸化水素等の評価結果を通知してございます。

また、5ページ下(3)のその他のところでございますが、「自ら評価」の審議の結果に基づきまして、「アレルギー物質を含む食品」「人工甘味料」「クルクミン」「ジャーサラダ」について取り組み方針を決定していただいております。

さらに、平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画についても決定をいただいております。

最後に、3月でございますが、6ページから8ページで評価案件と結果通知案件について記載をしてございます。

また、8ページ下(3)その他でございますが、平成28年度食品安全委員会運営計画を決定いただくとともに、平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件を「アレルギー物質を含む食品」と決定していただいております。

さらに、平成28年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題、平成28年度食品安全確保総合調査対象課題、平成27年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果を決定していただいております。

また、清涼飲料水等に関するワーキンググループ及び評価技術企画ワーキンググループの設置を決定いただいております。

9ページ及び10ページは、専門調査会の運営状況について、専門調査会ごとに調査審議案件とその回数を記載してございます。

11ページから13ページは、意見交換会の開催状況でございます。

(1) 意見交換会については、全体で11回開催してございます。

(2) 講師派遣につきましては、全体で15回、うち7回は委員の皆様にご講師を担当いただきました。

(3) リスクアナリシス連続講座につきましては、1月に山添委員にご講師を担当いただきました。

14ページ以降は情報提供の状況についてでございます。

(1) Facebookの状況につきましては、1月は7記事、2月は6記事、3月は9記事、それぞれ投稿してございます。

(2) ブログの状況につきましては、1月に3記事、2月に4記事、3月に2記事、情報提供してございます。

(3) メールマガジンの状況につきましては、約1万人の読者に対し、1月に「妊娠時に特に注意すること」、2月に「誰もが食べている化学物質パート2」という記事を配信

いたしました。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 講師派遣も情報提供もすごくされていて、数も増えていて、活動されているということがよく分かりました。

普通にお尋ねなのですけれども、12ページの講師派遣のうち、2月4日に小学校の学校保健委員会に行かれていますのですが、内容はどんな感じだったか教えていただければと思うのです。

○佐藤委員長 木下リスクコミ官、お願いします。

○木下リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

これは8月に東京都と共同で実施した栄養教諭向けの研修会で、いろいろな学校の栄養教諭の方が見えました。そのうち文京区の代表の方が、ぜひ地元の学校でやってほしいということで、リスクアセスメント全体を圧縮した形でその学校の先生、栄養教諭のみならず、他の先生にも含めて講演させていただいたという内容でございました。大変好評でございました。

○佐藤委員長 どうぞ。

○堀口委員 学校保健委員会はPTAの方もお見えですね。実際に食品安全の仕組みについてお話をされたということですか。

○木下リスクコミュニケーション官 おっしゃるとおりです。PTAの方も参加されて、食品安全全般について御説明いたしました。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○堀口委員 はい。

○佐藤委員長 多分、学校保健委員会に行ったというのは初めてだろうと思いますし、い

ろいろな方が御参加されて、児童は入らないのでしたか。多分本当は入るのですね。でも、いなかった。

○木下リスクコミュニケーション官 今回は入っておりません。

○佐藤委員長 でも、PTAの方もいらっしゃるところでそういうのができたというのは大変いいことだと思いますので、今後も機会をつくっていただければ、ぜひ続けていただきたいと思います。

他に何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。

(4) ファクトシートの作成について（報告）

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

カンピロバクターの「ファクトシートの作成について」です。

事務局から報告してください。

○岡田情報・勧告広報課長 お手元の資料4「『カンピロバクター』のファクトシートの作成について」ということになります。

カンピロバクターですけれども、この細菌に汚染された食品、飲料水を摂食することによって、下痢、腹痛、発熱等の症状を引き起こすという食中毒です。

食中毒の原因としましては、鶏の刺身やタタキ、レバー、こういうものの生や加熱不十分な料理を摂食したことによる事例が多く見られている。また、バーベキューや焼き肉などの際に肉の加熱不足、こういう事例も見られているということで、この食中毒自体、近年でも発生件数、また患者数が非常に多いということですので、一般の消費者の方々が正しく理解して、適切に予防することができるようにということで、読んで非常に分かりやすくという形のファクトシートを作成して、情報を提供するというにしましたものです。

そういう意味で、1枚めくっていただきたいのですけれども、なるべく分かりやすい文章で、その特徴なり、食中毒の症状、予防対策、こういうものを情報文献から収集して、整理しております。

1点、なるべく分かりやすいということで絵などを入れたのですけれども、若干、鶏の刺身なりレバーの形が分かりにくいという感じもありますので、ここはホームページにアップする際に、それなりに分かるような形で工夫したいと思っております。

報告は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいた

します。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 とても分かりやすく、皆さんが見てくださればなと思っています。

これまでファクトシート自体に電顕の写真とかがついていたのかどうか分からないのですけれども、今後、ファクトシートを他にも作成していくに当たって、例えば微生物だったら電顕の写真を入れるとか、そういうことをしていくということなのですか。

私は、今まで見た、例えばカフェインのファクトシートとか、そういうものにこういう絵柄が入っていたのか余り記憶にないのですけれども、その方針が分からなかったのも、もし分かっていたら教えてください。

○岡田情報・勧告広報課長 今までのファクトシートにも、なるべく分かりやすいという形で、確認していただければ分かると思うのですけれども、なるべく絵とかそういうものは入れるような形にしておりました。そういう意味では、今回も少し入れたのですけれども、ちょっと分かりにくい部分もあったということで、特にこういうものについて必ず電子顕微鏡の写真を入れるとか、そういう決め事はないのですけれども、いずれにせよ、読んで分かりやすくないと幾らつくっても仕方がないので、なるべく分かりやすい形、皆さんの理解しやすい形、また目にとまりやすい形で整理するという方針でやっていきたいと考えております。

○佐藤委員長 私が記憶する限りは、ノロとか、0157とか、大抵は電顕の写真なり何なりがあったと思うのです。専門的に見ていただくということではないと思うのだけれども、イメージが湧きやすいので、できるだけこういう微生物などは、あるいは寄生虫もそうですけれども、写真をつけていただいた方が多分いいのではないかという感じがします。そういう御意見だったと思うのですけれども。

○堀口委員 分かりやすいという意味と違うかもしれないのですけれども、例えば消費者というか、詳しく勉強しなくても、こういうものに気をつけなければいけないのだというのは、この電顕の写真よりは下の4つの写真なのですね。だけれども、カンピロバクターについて詳しく学習するには上の電顕写真だと思うのです。だから、よくリーフレットやパンフレットに電顕写真を、例えば事業者向けとかに、これがノロですとか、カンピロですとあるのですけれども、アニサキスのように実際に見えるものは、あっても、注意しなければということで非常に有効的なのですが、目に見えないものの写真を載せるのは、実に教科書なのですね。注意をするという優先順位からいえば、この下の4つの方が非常に分かりやすい部分だと認識しています。

○佐藤委員長 ごもったもな意見だと思います。

他に何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これまでに作成したファクトシートと同様に、委員会のホームページで公表することとしたいと思います。また、今後、新たな科学的知見や情報があった場合には、随時ファクトシートの内容を更新していくことといたします。

(5) その他

○佐藤委員長 他に議事はございませんか。

山添委員。

○山添委員 平成27年2月に評価を終了しております動物用医薬品「スピノサド」について、若干の修正がございます。

このスピノサドの有効成分とする鶏舎噴霧剤の評価書ですが、評価に用いた資料について、農林水産省より一部の記載に修正があった旨の連絡がございましたので、報告いたします。

詳細については事務局からお願いできますでしょうか。

○鋤柄評価第二課長 資料5を御覧ください。平成27年2月17日付で評価結果を関係機関に通知いたしました動物用医薬品「エコノサド」につきまして、評価要請時に提出された資料の一部の記載に修正があった旨、農林水産省より連絡がございました。具体的には、資料5の新旧対照表のとおり、主剤の用量が修正されています。

評価書の4ページ、3行目から4行目になりますけれども、「評価対象動物用医薬品の概要」の主剤の量に関して、100 mL中49.85 g含まれているとされておりましたが、正しくは48.0 gでした。

この修正につきましては、動物用医薬品専門調査会の各専門委員にも御連絡し、御確認いただいております。こちらの修正した評価書につきまして、関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明について、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。数字の単純なミスというか、シンプルなミスということのようです。

それでは、今回依頼されました箇所を修正して、修正した評価書をリスク管理機関に通知するという事によろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をよろしくお願いいたします。

他に何か議事はございますでしょうか。

○小森総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週4月19日火曜日14時から開催を予定しております。

また、15日金曜日14時から「農薬専門調査会」が公開で、「農薬専門調査会幹事会」が15時15分から公開で、15時45分からは非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第602回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。